平成２１年（フ）第２８４号
奈良県橿原市中町185番地の４
債務者　綛田　智彰
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　甲児
4　破産債権の届出期間　平成21年８月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月19日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第６４０号
千葉県習志野市東習志野５丁目16番16―401号
債務者　岩藤　潤悦
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下山　修司
4　破産債権の届出期間　平成21年８月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７１７号
千葉県市原市千種３丁目14番地３　アルメリーナ１―201
債務者　猪野　明英
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　合間　　利
4　破産債権の届出期間　平成21年８月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月19日午前11時
6　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第３６６号
金沢市押野３丁目604番地　プレジールＴＯＫＩＯ―101号室、従前の住所金沢市新保本１丁目162番地14
債務者　吉岡　敏昭
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沖野　陽平
4　破産債権の届出期間　平成21年８月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月21日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成21年10月14日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１４４号
島根県松江市宍道町白石77番地90　フェリーゼＭ―１・102
債務者　石原　　勉
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丑久保和彦
4　破産債権の届出期間　平成21年８月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月16日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成21年10月16日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２７４号
愛媛県松山市古三津６丁目11―８、住民票上の住所長崎県長崎市滑石４丁目27番３号
債務者　松谷さよ子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　塩飽　志郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月２日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１１４９号
京都市伏見区竹田真幡木町173番地
債務者　山本　陽子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荻原　卓司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月９日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成21年９月２日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１１２号
北海道登別市若山町４丁目47番地２　シティベル101
債務者　室山　利樹
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　亀山　健太
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１５号
北海道紋別市緑町１丁目１番13号コーポすずき１階４号、住民票上の住所北海道紋別市緑町１丁目１番13号
債務者　海野　義政
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２１年（フ）第１６号
北海道紋別市緑町１丁目１番13号コーポすずき１階４号、住民票上の住所北海道紋別市緑町１丁目１番13号
債務者　海野　弘子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
旭川地方裁判所紋別支部

平成２１年（フ）第３３８号
埼玉県所沢市中新井２丁目467番地の２　錦ハイツ２―201
債務者　鈴木津姫美
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３５２号
埼玉県入間市東藤沢５丁目４番25号　サニーコート101
債務者　片桐美恵子
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第３５３号
埼玉県入間市東藤沢５丁目４番25号　サニーコート101
債務者　片桐　江理
1　決定年月日時　平成21年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１５９９号
名古屋市守山区小幡千代田20番29号　宝マンション千代田橋第３―610号
債務者　坂　　馨
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６００号
名古屋市守山区小幡千代田20番29号　宝マンション千代田橋第３―610号
債務者　坂　小百合
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１６０１号
名古屋市守山区小幡千代田20番29号　宝マンション千代田橋第３―610号
債務者　坂　　祥子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部